

- 九月のおもな行事
- 防災の日(1日)
 - 第19回性病予防週間(1日～7日)
 - 愛の血液助け合い運動(1日～30日)
 - がん征圧月間(1日～30日)
 - 精神薄弱者愛護月間(1日～30日)
 - 老人の日(15日)
 - 老人福祉週間(15日～21日)
 - 麻薬撲滅運動(1日～10月31日)
 - 秋分の日(24日)

大豊

NO.95 昭和42年9月17日 全戸無料配布
発行 高知県長岡郡 大豊村中央公民館

7月末日の人口動態

男	7,529人	女	8,021人
計	15,550人	(前月)	15,637人
出生	男 5人	女 9人	計14人
死亡	男 5人	女 6人	計11人
転入	(県内) 14人	(前月)	18人
	(県外) 19人	(前月)	16人
転出	(県内) 31人	(前月)	24人
	(県外) 42人	(前月)	61人

明年三月を目途に

いよいよ具体化

農協合併

村内の農協合併問題は、だいたい以前から研究されてきたものの、いよいよ具体的な動きが現れた。去る六月十六日の大豊村農協連合組合(佐々木義美組合長)の会合で合併を具体化することが申し合わされ、その後合併推進委員会が組織され、いよいよ軌道に乗ってきた。

六月十六日の連合会では、合併は六農協(天坪、大杉、立川、大田口、西豊永、東豊永)で行なうこととし、そのために各農協から三名宛の委員を出して「大豊村農協合併推進委員会」を設置することが決められた。

第一回の組織委員会は、八月一日、役場会議室で横山農協推進部長、農協中央会山本合併推進部長、西岡村長らの列席のもと開かれた。

合併までの作業日程としては、次の順序で行なわれる予定で、事務局で作成された資料に基づき各農協研究会を行なう。2、各農協毎に部落座談会を開く。

合併までの作業日程としては、次の順序で行なわれる予定で、事務局で作成された資料に基づき各農協研究会を行なう。2、各農協毎に部落座談会を開く。

国保 運営困難で 保険税率を改正

大豊村の国民健康保険税条例の一部が改正になり、税率が約三十八%あがることになった。

これは、大豊が県下で先がけて昭和四十年一月から全員七割給付を実施し、その後、保険税の改正を行なわず運営をしてきたものの、最近の医療費の増加と受診率の上昇にともない、特別会計としての運営が困難になったため止むなく改正されたものである。

改正された税率は次のようになっている。(一)内は今年までの率

①所得割百分の三・一六(百分の二・九)

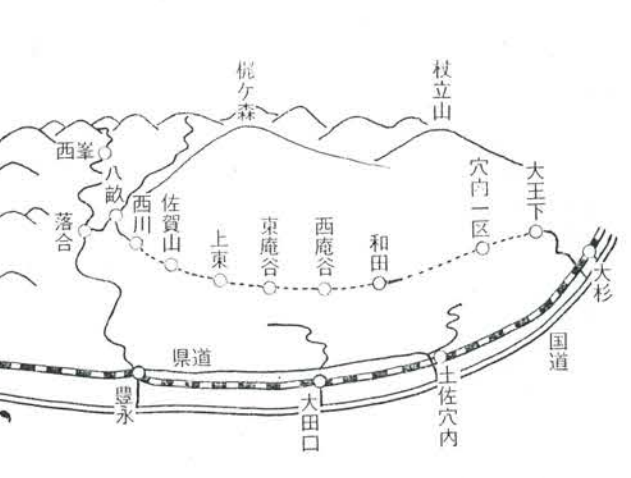
②資産割百分の二・八(百分の二・六)

③被保険者均等割一人につき七百四十円(四百九十円)

庁舎建築に着手

役場庁舎の建築工事の入札が去る八月二十五日に十業者によって行なわれ、松村建設Kが五千五百万円で落札した。これにより、村では二十八日に臨時議会議決、契約についての議決を完了した。工期は九月一日着工、明年三月二十五日完工の予定である。なお工事のため現在の炊事場とその上の事業課が取り除かれ、民宅を仮庁舎にし八月三十日移転した。

大王下から落合への道 開通期成同盟会発足



- 1、座談会の結果をまとめる。
 - 2、合併準備契約書の調印。
 - 3、仮決算基準および固定資産の再評価。
 - 4、合併経営計画書の作成。
 - 5、合併総会(昭和四十三年三月二十日)。
 - 6、合併登記(昭和四十三年三月三十一日)。
 - 7、合併登記(昭和四十三年三月三十一日)。
 - 8、合併登記(昭和四十三年三月三十一日)。
 - 9、合併登記(昭和四十三年三月三十一日)。
- 委員 森山茂貴、副委員長 吉川正一郎、事務局長 堤昭利、部長(〇印部長) 鈴木茂貴、吉川茂行、北村寿夫、吉川正一郎、金澤部 〇佐々木義美、岡林大佐、美、秋山勉、小笠原幸恵、平石武治、永森義広、経済部 〇上村憲正、秋山徳伝、岡村千早、吉村利盛、小松順重、小松俊雄

西土居から 佐賀山へ

林構道路着工

本年度の林業構造改善事業として、林道開設は三線が予定されていますが、そのうちの林道佐賀山線が請入れられて九月七日に着工しました。

本線は、役場西豊永支所前を起点として山腹を回りながら佐賀山部落に達する林道で、向う三ヶ年の継続事業となっています。

本年度は市員三員、延長六百二十メートル、およそ県道天坪の対岸あたりまで開通する予定です。本年度の工事費は一千二百四十万円で、その負担区分は、国庫補助八百四十七万円、借入金二百九十万円、地元負担七十二万六千円となっています。工事請負者は新東和建設K。

なお、立川三谷線と穴内線は十月頃着工の予定です。

また、大豊線林道谷間・豊永線も佐賀山線と同じく、九月七日に着工式を行ないます。この日は、はじめ佐賀山線の起点の西土居で行ない、つづいて谷間・豊永線の起工式場(天神下)へ移り式典を行ないます。このあと豊永中学校で盛大な祝賀をし、両線の着工を祝いました。

県の集落 補強事業 六件が認定

本年度、県がとりあげている農山村集落補強事業に、村からも申請してありますが次のとおり決定しました。通知がありました。

金額は決定になった補助金です

大豊保小規模農道 二十五万円

西久保小規模農道 二十万円

角茂谷用水路および貯水そう 十五万円

大久保集落所集道 十五万円

久生野簡易給水 十万円

上桃原水路 三十万円

合計 百十五万円

運転者の心得について

(県交通安全対策室)

- 一、常に健康に留意し、心の平安を保つようにしよう。
- 二、酒を飲んだら絶対運転しないようにしよう。
- 三、学校、幼稚園、保育所等の付近では、徐行して子どもに注意しよう。
- 四、横断歩道に近づいたときは、スピードを落とし、歩行者に十分注意しよう。
- 五、踏切では、必ず車を止めて安全を確認しよう。
- 六、制限速度を守り、無理な追越しやわき見運転はやめよう。
- 七、長距離運転や深夜運転のときは、必ず休憩をとろう。
- 八、たえず安全運転に心がけ、道路標識によく注意しよう。

集中豪雨災害 耕地関係分 百三十六件が認定

七月九日の集中豪雨による被害調査をまとめたが、耕地関係分については、このほど測量を終り、岡山農政局の査定を八日間わたって受けました。

申請件数は農地が七十六件、このうち認められたものは七十二件、五千八百八拾で復旧額は二千二百五十五万八千円。

水路、頭首口、農道等の施設は申請が六十件で認められたのは五十九件、復旧額は七千三百四十六千円。合計は申請百三十六件のうち、認定されたものは百三十一件で復旧額は九千五百六十四万四千円となっています。

これらの災害復旧は大きな予算を必要とするため、本年度を含め四ヶ年間にわたって工事を行なわれます。

また、その際同から交付される補助金も高率補助を陳情しておりますが、八割九割(通常五割)程度の交付になるのではないかと予測されています。

なお、何年度にどこをやるかといった復旧箇所については、国からの割当てがあるまで、今のところ未定です。

改正される道路交通法

交通事故の防止および交通違反の処理の合理化をねらいとする道路交通法の一部改正が、さきの第五十五特別国会で成立し、近く実施されることになりました。改正の主眼点は、横断歩行者保護のための自動車通行方法の規制を強化し、大型自動車運転者の資格要件を引き上げ、悪質な交通違反者に対する運転免許の効力を停止する制度を新設した事。

くわしいことは、いずれお知らせしますが、運転者は法規等を十分ご研究の上、違反のないようにしましょう。

大豊村畜産品評会

を十一月下旬に行なう予定です。

会場および審査基準などは、たぐいまる協議中ですので、決定になり次第、部落長さんを通じてお知らせいたしますので、今から適切な飼育管理を行ない多数御参加下さいませう、お願いいたします。

(事業課)

人
57
74
40
71
89
107
27
465
1,042

